

騒音問題 SOS!

騒音問題でお困りの方へ（騒音対策他調査のための騒音測定）

騒音診断とは？

音の出ている状態（騒音値）と出していない状態（暗騒音値）を比較し、“これだけの騒音エネルギーで困っている（苦しめられている）”ということを証明します。当社はその後の対策もアドバイスいたします。

大半はこの測定で十分なはずですので、デジカメでその画面を撮り（これは作業に含まれませんが撮影はご自由にどうぞ）、報告書を作成すれば裁判ができます。

騒音診断に含まれるもの

- ・技術料（騒音計測、騒音計、相談も含む）
- ・機械損料



騒音計

騒音診断に含まれないもの

- ・現場までの電車代・移動費

往復 1 時間以上かかるところは越えた時間分 1 時間当たり ¥6,000 が基本です。

ただし初回は大宮・東京・八王子・平塚あたりまでは無料です。

（後はメール、電話、FAX のやりとりで済めば最初の 8 万円で済みます）

- ・報告書作成費

通常程度であればおよそ写真 6 枚で 3、4 ページの報告書です。

ご自身で作成される場合は作り方を指導いたします。（無料です）

第三者が測定をして作成した報告書が必要な場合は ¥20,000 + 消費税が必要です。

- ・弁護士との打ち合わせ費用

一時間当たり ¥6,000 で対応しています。（調査員が会社を出て戻るまで）

相談・コンサルティング料金 ¥80,000 + 交通費 + 消費税

測定基本料金 ¥80,000

測定料金別途 (A-mode, C-mode, 周波数分析, 記録計応相談)

レベルレコーダ (記録計) 使用の場合は ¥40,000 となります。

騒音問題も実に様々な状況があります

- ・住居と生活騒音の問題
- ・集合住宅上下階、隣室間の問題
- ・近隣住民間の騒音問題
- ・事業所から出す騒音の問題（操業に関わる問題、移転に関わる問題、事業拡張や操業時間変更の問題）
- ・店舗の営業に関する問題（店舗が騒音源の場合と店舗が騒音に悩まされる場合）
- ・大家と店子（貸し主と借り主での環境条件の違いから起きる問題）
- ・騒音問題が起きないように事前に測定しておきたい事業所様

まず言っておきたいのは、上記最後の例を除いて、話し合いで解決できるものであればそれに勝るものはありません。うるさいから静かにしてくれと言って聞かない者に騒音データを見せて話してもあまり効果はありませんし、それで理解する相手なら測定データを見せなくとも分かるものです。

小さな子供がいる、犬が吠える、歩く足音がするなど気を付けようがない騒音は床に手を加えたり、犬を置く場所を変えるなど、何らかの配慮が騒音の発生者側に求められますし、時には費用がかかる場合もあります。しかしそうした気遣いや配慮をしない隣人や事業所相手では訴訟や調停、その他のいろんな手段を用いることになっていきますが、ここで必要なのが客観的な測定値です。

■ 当社への相談は

企業や工場、また、騒音の多い工事現場や娯楽施設だけでなく、個人宅や賃貸集合マンションにお住まいの方からの騒音問題に関する相談が非常に数多く寄せられていますが、当社は駆け込み寺ではなく、測定調査業務を行う会社であり、お悩み相談所とは異なります。測定はもとより、目的に合わせた調査方法の提案をしますが、幾度にも及ぶ相談のみの依頼には申し訳ありませんが対応できません。

測定をする前に以下を確認・検討して下さい

騒音問題では騒音の程度と頻度、持続時間によっては傷害罪となる場合もありますが、通常はそんなに何年も我慢できませんし、程度としてもずっと軽いものです。そうかといって「1. 警察を呼ぶ」「2. 市役所の環境対策課に行く」「3. 直接怒鳴り込む」などの方法を採用方もおられますが、だいたい結果は以下のように落ち着きます。

- ・警察が来る前に静かになる。または警察官になだめられてうやむやになる。
- ・お役所では「行政は住民間のトラブルには介入しません」といわれ、環境衛生課や環境対策課を紹介される。
- ・騒音計を貸してもらえる場合がある。

● もし騒音を計ることができるなら

あなたの部屋で、またはあなたの専有区画内で最も音のする区画を選んで測定して下さい。
結果、以下の各ケースで対応は違います。

ケース 1：測定値が騒音規制値を遙かに越えている

ケース 2：測定値が騒音規制値をしばしば越えている

ケース 3：測定値が騒音規制値を越えてはいないが騒音がない状態との比較ではかなりの差がある

ケース 4：測定値が騒音規制値以内であるが気になる

測定の方法としては、簡単なものから記録、長期にわたる観測などあります。

- (1) 普通騒音計で騒音の瞬間値を記録する [〇〇dB (デシベル) と書く]
- (2) 騒音計+レベルレコーダーで記録を取り、半日、一晩から 2、3 日または 1 週間と記録を取る
- (3) オクターブ分析型騒音計を用い、周波数毎の騒音を測定する（低音の騒音測定に効果有り）
- (4) 上記 2 と 3 を組み合わせる

測定 1 は測定器さえあれば誰にでもできます。しかし、2・3・4 のケースでは、知識と経験が必要で、特に記録計のデータをどうまとめるかは高度なノウハウが必要です。

このケースの時は当社で協力できます。ただし、通常 2 日以上測定は意味がありません。騒音が発生している状態を数十分でも記録できればそれがどの時刻にどれくらいの時間又は期間に渡り継続しているかをメモするだけで証拠となります。

訴訟を起こす側も起こされる側も何が問題かをよく知る必要があります。

というのもその問題がデータに表れるような測定の仕方をしないと第三者に納得させることはできません。単にうるさいとか眠れないだけでは客観性に欠けるのです。重要な点は以下です。

■ 騒音の時間帯は？

■ 騒音は継続的か、断続的か、瞬間的な音がしばしばあるのかによって測定の態勢が違います。

測定器を準備して行ったはいいが肝心の騒音源が留守だった場合では意味がありませんし、費用はそれでもかかります。

■ 騒音は高音か、低音か、重低音か、振動を伴うのかによっても測定器の種類が違います。

■ 騒音発生者側からすると、こういった状態で騒音が最大となるのか、

どの方向で騒音問題となるのか、騒音の種類や対策を施すための測定調査をするのも必要です。

■ 別な角度から見ると、測定したデータはいったいどんな意味を持つのか？を知っておくことも大切ですし、それには自分のいる区域が商業区域なのか工業区域なのかによっても規制基準値が違います。また、時間帯によっても違います。

これらは環境省のホームページにも詳しく書いてあるので一度目を通しておかれるほうが良いでしょう。時間帯については、朝 6 時から夜 10 時までを昼、夜は午後 10 時から翌朝 6 時までです。環境省『騒音に係る環境基準の評価マニュアル』<http://www.env.go.jp/air/noise/manual/index.html>

■ 2、3 日または 1 週間と連続して測定して欲しいという依頼もありますが、通常は無駄な調査です。そんなに長い時間記録しても膨大なデータをまとめるのが大変ですし、記録されたデータのどれが目指す騒音なのかが記録だけを見ても判断できません。少なくとも、そうした外乱と騒音値を区別することが大事です。

騒音が連続的で有れば、測定は 3～10 分で充分ですし、断続的で有ればそうした現象が記録されることで騒音の発生状態を説明することができます。

■ **騒音の種類、特に低音、重低音では周波数分析を行うことが大事です。**

これによって聴感モードと音圧レベルの違いが表れ、騒音値では普通にデシベル (dB) で表れる騒音も、低周波部分の騒音値の違いが認識されます。

ちなみに聴感モード (A スケール) では低音部分の騒音値は低くなっています。

■ 振動と騒音は密接な関係にありますが、極低周波の騒音でもない限り振動の測定は通常は必要ありません。ただ、機械メーカーや振動を伴う機械を使用している工場や事業所では、騒音・振動値とも測定しておくべきでしょう。

料金に関する質問について

料金は測定条件・使用機器・頻度・継続時間・測定時刻・測定場所で異なります。

まずは測定の趣旨をご説明ください。

ユネットは、最良の方法、時間帯を検討し、効果的で費用のかからない方法を提案します。どう頼めばよいか分からない方にも、目的に合った測定方法を具体的に提案します。

係争中あるいは訴訟がらみの場合は、担当弁護士と打合せ・検討をしてから測定するのが最良です。

当社では依頼主の目的にあった測定を依頼主と弁護士の納得いくかたちで行います。

当社にはこんな相談がよく来ます

家庭での騒音問題に関する相談も非常によく来ます。ですが、全て解決したわけではありません。ましてや隣人同士のトラブルを処理できるはずありません。ただ、多くの相談事例、訴訟のための測定・調査事例解決例を手がけると、解決できる問題と出来ない問題が初期の段階から判ります。

よせられた相談の多くは「測定するのにいくらかかるか」ですが、人件費、機器損料、報告書作成費、交通費を含めると通常 12 万円から 25 万円程度かかります。記録紙に記録したものをその場で渡して解決した例もありました。しかし、訴訟ともなればしっかりした報告書、弁護士への説明なども有料ですから、どうしてもお金がかかります。

ある相談は途中で返事が来なくなりました。またある相談は、測定せずに話し合いで解決でき、別のある相談は訴訟を起こし目的を達しました。

しかし、当社ではなるべく手間と時間とお金のかからない方法を提案しています。

■ 皆さんが採られる一般的な方法はどれも似たり寄ったりですが、以下のような手順です。

(1) 当事者間で相談し解決する

しかし、相手はまともに話が出来ない。
あるいは既に相当こじれていてお互い感情的またはけんか腰。

(2) 管理会社、管理組合、大家さん、行政、警察と相談し話し合う

誰もまともに取り合わない。
もしくは真剣に話は聞いてくれるが、具体的な手段は取ってくれない。

(3) 騒音の発生者側に警告、注意、内容証明の手紙送付をする

既に文書で警告したが取り合ってくれない。
あなたが発生者側の場合、相手は根拠もなく一方的にこちらが犯罪者のように決めつけ、理不尽な対応をされたり、時々怒鳴り込んでくる。

(4) 弁護士を通して話をする

(5) 訴訟に持ち込む準備をする

ここでもうやく当社の測定、報告書作成、告訴、裁判という手順。

今までは測定するか否か、訴訟に持ち込むか否かしか考えが及ばず、多くの方が調査や訴訟を断念されました。しかし、そこに到らないまでも解決方法はいくつかありました。

- ・ 上記 1～4 の過程で問題は沈静化した
- ・ 騒音の発生者側で何らかの対策をした
- ・ 被害者側で何らかの対策をした（防音壁の設置、二重サッシに改造、寝室の移動など）
- ・ どちらかが引っ越した
- ・ 慣れた

しかし当社が提案する「費用をかけないもう一つの賢いやり方」は、
「戦わずして勝つ＝和議に持ち込む」ことです。

測定調査もなるべく簡易的にポイントを絞った方法を採用し、報告書も簡潔に2・3頁で済ませると、
簡単明瞭で、誰が見ても分かるため、相手も「喧嘩＝訴訟で勝てる状況ではないな」と判断し、
その後の弁護士費用や延々と続く裁判費用や時間が節約できます。

下はその好例です。

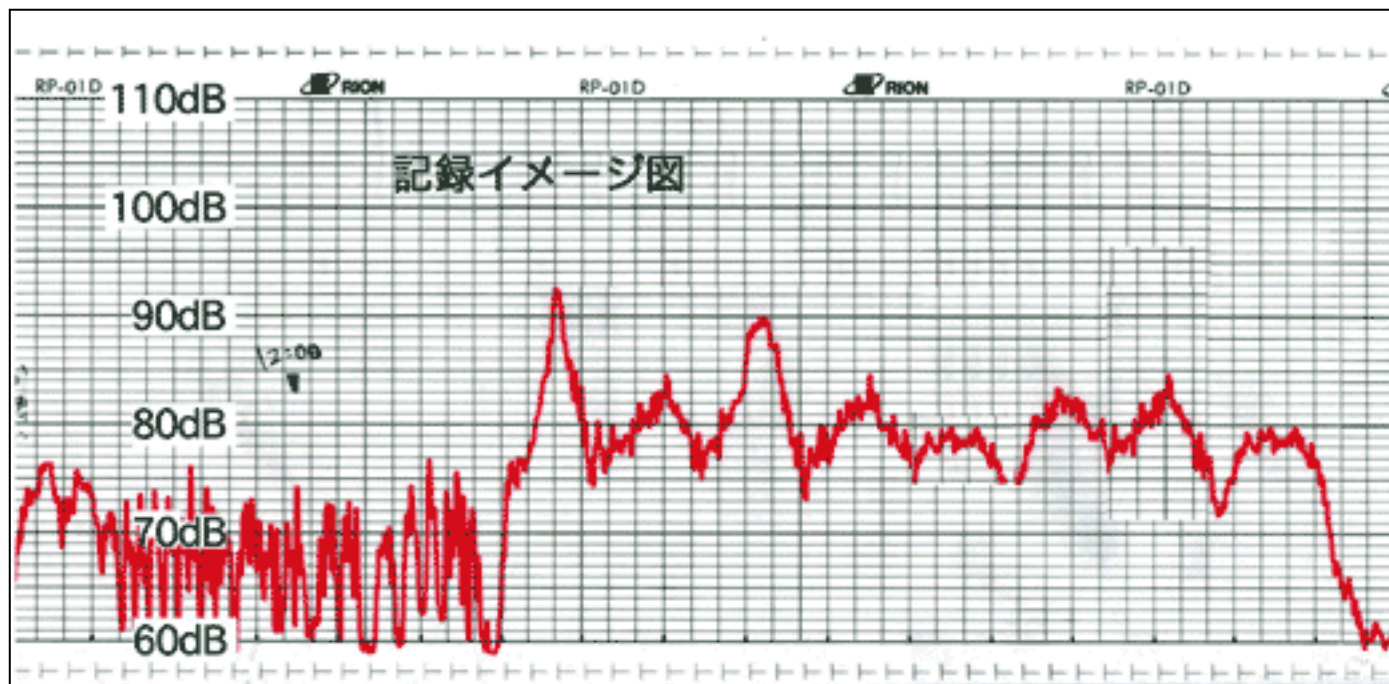
このように記録紙にデータを採り、提示することで、明らかに80dBやたまに90dBに達する騒音に、
だれもが納得し、言い逃れは出来ないでしょう。

これですと都内、平日昼間に2時間程度の調査・測定と、簡易報告書の提出(当社の社判入り)で
パッケージとして¥140,000＋消費税でお受けしています。

平日昼間(9から18時)の任意の2時間の調査

うち1時間をレベルレコーダーで実際起きている騒音を測定記録(騒音が出ていることが必須)

報告書：表紙、調査・測定概要、使用機器、時刻、付近の状況説明、
作業写真、以下のような騒音記録添付



※ 夜間、休日、周波数分析、複数日測定、説明打合せなどは含みません。

※ 都内、横浜、町田方面を除く、首都圏、関東、その他の地方の調査・測定は別途見積もり致します。

調査や解決のお手伝いをしたとしても必ず決着する問題とは限りません。

なぜなら、ここまで説明した簡易的調査・測定による訴訟回避以外には、もう訴訟に持ち込むしか決定的な解決方法がほとんど無いからです。測定をして簡易的にでもレベルレコーダー記録を添付した報告書をつくるか、訴訟の為の正式な調査測定をするしか方法はないからです。

もちろん、その前に発生源を特定し、機械の整備をしたり防音壁を施したりという物理的な対策が取れるのであれば、まずはそこからやってみて下さい。

ただし、当社がこれまで培ったノウハウにより、騒音対策そのもの、また、解決への道筋や糸口になる方法をご提案することが出来ます。諦める前に当社までご相談ください。

■ ある案件で弁護士から頂いた助言 ■

- ・ 近隣に他に騒音被害を被っている人がいますか？
いれば共同して次の対策をとることをお勧めします。
- ・ そのマンションが自己所有マンションであり、かつ管理組合が存在するのであれば
管理組合に苦情を述べて対策を講じて貰うことができます。
賃貸マンションの場合であれば、貸し主に対して苦情を述べて騒音を防止する対策を取って貰うか、契約を解除して転居するかを考えることになります。
(自己所有の一軒家では近隣との共同対策となります)
- ・ 裁判になると、長期間にわたって、継続して騒音が発生していることと、
騒音が受忍限度を超えていることを証拠によって証明する必要があります。
そのためには、騒音測定も継続して行う必要がありますし、他の住民の証言も取る必要があります。裁判の費用も相当かかります。
そのため、まずは、裁判ではなく上記の手段が執れるかどうか考えてみて下さい。

これらをやってもダメな場合には、証拠として記録を残す作業をしてから裁判を提起することになります。



有限会社ユネット

〒195-0071 東京都町田市金井町 1886-13

電話： 042-737-7242

FAX： 042-633-0407

web： <http://www.yoonnet.com>



[建築、設備の調査・診断・測定] ユネットは問題の解決を提供します

騒音問題 SOS! : 騒音測定の手引き・騒音問題でお困りの方へ（騒音対策他調査のための騒音測定）